

(仮称) 新発田駅前複合施設サポータークラブ会則 (案)

(名称及び活動場所)

第1条 本会の名称は、「(仮称) 新発田駅前複合施設サポータークラブ」(以下「サポータークラブ」という。)とし、新発田駅前複合施設を活動の拠点とする。

(サポーター)

第2条 新発田駅前複合施設で行う活動を自発的に支援する個人及び団体をサポーターといい、サポーターは、サポータークラブを構成する。

(目的)

第3条 サポータークラブは、サポーター相互のつながりを深め、市民、団体及び行政と協働し、新発田駅前複合施設で行う活動をサポートする。

(活動)

第4条 前条の目的を達成するため、新発田駅前複合施設の運営支援を行うとともに自主的な活動を行う。

2 事業は、行政担当部署との協働により企画及び決定することを基本とする。

(構成と役割)

第5条 サポーターの構成と役割は、以下のとおりとする。

- (1) 活動サポーター 自主的な企画運営支援及び活動を行う個人又は団体
- (2) 賛助サポーター 主に資金援助により事業の推進に協力する個人又は団体

(登録・登録解除)

第6条 サポータークラブへ登録又は登録解除するものは、所定の書式に必要な事項を記入し、代表に提出する。

2 次の場合は、届けの提出がなくても登録解除とみなす。

(1) 死亡又は所在が不明のとき

(2) 団体での登録において、団体が解散若しくは消滅したとき

3 登録解除に当たって、貸与品は、サポータークラブへ速やかに戻すこととする。

(会費)

第7条 サポータークラブの会費は、総会で決定する。臨時に徴収するときも同様とする。

2 納入された会費は、返却しないものとする。

(役員及び任期)

第8条 サポータークラブを運営するために次の役員をおく。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 2名以内

(3) 会計 1名

(4) 監査 1名

2 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(役員を選出)

第9条 役員は、総会で選出し承認する。

2 役員に欠員が生じた場合は、その職務を他の役員が代行する。

(役員の仕事)

第10条 役員は、次の業務を行う。

- (1) 代表は、サポータークラブを代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、サポータークラブの会計事務等処理する。
- (4) 監査は、事業及び会計について監査する。

(会議)

第11条 サポータークラブの会議は、総会及び運営委員会とする。

2 総会は、代表が招集し、サポーターで構成する。

- (1) 総会は、事業計画、事業報告、収支予算、収支決算、規約の改廃、役員承認等を議決する。
- (2) 団体は、1団体1名の参加とする。

3 運営委員会は、代表が招集し、役員及び代表がサポーターの中から指名した者で構成する。

- (1) 運営委員会は、サポータークラブの運営、活動、その他サポータークラブの重要事項について必要な事項を協議し、調整を行う。

(会議の議長)

第12条 総会の議長は、サポーターの中から選出される。

(総会の成立)

第13条 総会は、サポーターの2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状をもって出席とすることができる。

(議決)

第14条 総会の議決は、出席したサポーターの過半数で議決するものとする。

- 2 可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 3 役員は、議決権をもたない。
- 4 団体は、1団体あたり1名分の議決権を行使することができる。

(経費)

第15条 サポータークラブの運営に係る経費は、サポーター会費、助成金及びその他の収入をもって充てる。

2 事業に必要な経費として、必要に応じて参加費を徴収することができる。

(会計年度)

第16条 サポータークラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第17条 この会則の他に、必要な事項については、運営委員会により細則を定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。